

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年4月11日

日立市監査委員 鈴木利文

同 伊藤健也

定期監査結果報告書

1 監査の対象部課所等

総務部

総務課、人事課、行政マネジメント課、市民課、多賀支所、南部支所、豊浦支所、日高支所、西部支所、十王支所、防災対策課、交通防犯課

教育委員会

総務課、学校施設課、学務課、学校再編課、生涯学習課、スポーツ振興課、指導課、小学校、中学校、特別支援学校、記念図書館、多賀図書館、十王図書館、南部図書館、郷土博物館、北部学校給食共同調理場、南高野学校給食共同調理場、教育研究所

会計課

監査委員事務局

選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会

2 監査の着眼点

監査は、財務に関する事務について、「行政財産使用許可事務について」、「債権管理の適正化について」及び「補助金等交付に関する事務について」を着眼点として実施した。

3 監査の実施内容

- (1) 対象期間 令和4年4月 1日から令和4年12月31日まで
- (2) 実施期間 令和5年1月16日から令和5年 3月24日まで
- (3) 実施方法

監査対象期間に執行した事務事業について、担当部課所長から説明を求めるとともに、関係書類の監査を行った。また、所管施設の管理状況等について、現地での確認を行った。

4 監査の結果

監査の結果、行政財産使用料の算定誤り及び教育プラザ使用料の算定誤りの指導事項はあったが、その他の事務処理及び書類等の整備はおおむね適正であった。

なお、今回の指導事項については、当該課所において必要な処理を行った。

以上